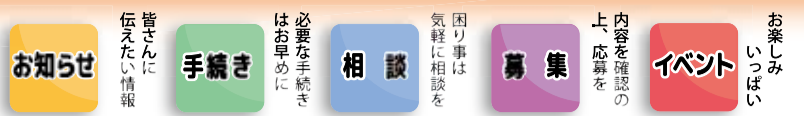


# 震災復興情報



## 募集 市営住宅(仮設住宅入居者優先住戸) 予備登録兼入居申し込み

応急仮設住宅入居者の方は、応急仮設住宅の供与期限までに住まいの移転先を決定する必要がありますので、市営住宅の予備登録および入居申し込みを受け付けます。早めの登録をお願いします。

**対象** 応急仮設住宅入居者  
 ※復興公営住宅に事前登録している方は申し込みできません。  
 また、申し込みには収入要件などの条件があります。

**登録できる住宅** 水押、万石浦、鹿妻、稲井などの市営住宅

**○申込書配布**  
**とき** 12月15日(金)～28日(木)(土日・祝日を除く)  
**ところ** 市役所5階住宅管理課

**○申込方法** 申込書に必要事項を記入の上、郵送してください。  
**受付期間** 12月15日(金)～31日(日)(当日消印有効)  
 ※申し込み多数の場合は抽選。詳しくは申込書に同封の資料をご覧ください。  
**☎・📠** 〒986-8501(住所不要) 住宅管理課(内線5754)

## 募集 復興公営住宅入居者の最終募集

2LDK・3DK・3LDKの一部住戸における世帯人数要件および車いす住戸の申し込み資格を緩和し、最終の入居者募集を行います。

対象世帯には「入居者募集のご案内」を送付しますので、必ず受付期間内に申し込みください。

**対象** 事前登録に申し込んだ方で、住宅が決まっていない方  
 ※石巻市復興公営住宅(市街地)に入居している世帯のうち、入居後に世帯人数の増減があり、申し込みを希望する世帯はご相談ください。

**受付期間** 12月25日(月)～平成30年1月23日(火)  
 午前9時～午後5時(土日・祝日・年末年始を除く)  
 ※1月14日(日)は午前9時～午後1時に休日窓口を開設します。  
 ※詳しくは事前登録相談窓口まで問い合わせください。  
**☎・📠** 市役所3階事前登録相談窓口(37番窓口)  
 (内線3981～3983)  
 専用ダイヤル ☎90-8041・90-8042

## お知らせ プレハブ仮設住宅から退去される方へ

プレハブ仮設住宅から引っ越しをするときは、仮設住宅コールセンター(☎92-5901)に連絡し、退去立ち会い(物品チェックなど)を受け、仮設住宅返還届を提出してください。

住宅再建済みの方や復興公営住宅その他の賃貸住宅などへ転居した方が、仮設住宅返還届を提出せずに不正に利用し続けることは入居契約違反となり、仮設住宅返還請求の対象となります。

なお、雄勝、北上、牡鹿地区のプレハブ仮設住宅にお住まいの方が退去される場合は、各総合支所保健福祉課へ連絡願います。  
**📠** 生活再建支援課(内線4761～4768)・各総合支所保健福祉課

## 募集 高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)にご意見をお寄せください

「石巻市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画(案)」の策定を進めています。皆様のご意見をお寄せください。

**閲覧場所** 市役所4階情報公開コーナー、介護保険課、各総合支所、各支所、ホームページ

**対象** 市内に在住、在勤、在学の方  
 市内の事業者および団体  
 市に納税義務を有する方  
 本件に関して利害関係を有する方

**提出方法** 住所、氏名(団体、企業の場合はその名称および代表者の氏名)、年齢、性別、職業、電話番号を必ず記載し、郵便、FAX、Eメールまたは直接持参してください。  
 ※ホームページに意見書の参考様式を掲載しています。

**提出期間** 12月25日(月)～平成30年1月19日(金)  
**提出先** 〒986-8501(住所不要)介護保険課  
 FAX92-5791  
 ✉iscareins@city.ishinomaki.lg.jp  
**📠** 介護保険課(内線2432)

## お知らせ 災害義援金第9次配分を行います

東日本大震災で人的被害(死亡・行方不明者、災害障害見舞金支給対象者)および住居に大規模半壊以上の被害を受けた方に、以下の災害義援金第9次配分を行います。

**○人的被害**  
 死亡・行方不明者 1万2,000円 災害障害見舞金支給対象者 1万2,000円

**○津波浸水区域内における住家被害**  
 全壊 1万6,500円 大規模半壊 9,500円

**○津波浸水区域外における住家被害**  
 全壊 1万1,500円 大規模半壊 6,500円

**○支給時期**  
 12月12日(火)から順次支給しています。通帳でご確認ください。  
 ※12月18日(月)以降になっても義援金の振り込みが確認できない方は、世帯主や受取口座の変更などがなくご確認の上、問い合わせください。  
**☎・📠** 生活再建支援課(内線4767・3954)

## お知らせ 東日本大震災被災者生活再建支援制度の手続きはお済みですか?

東日本大震災による被災者生活再建支援制度(基礎支援金・加算支援金)の申請を一度もされていない世帯の方は、早めの申請をお願いします。詳しくは問い合わせください。

**申請期限** 平成30年4月10日(火)

支援金種別	支給対象
基礎支援金	住宅が全壊した世帯
	東日本大震災時、市内に居住していた世帯かつ震災によるいずれかの条件にあてはまる世帯
	住宅が大規模半壊した世帯
加算支援金	住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
	り災証明書が大規模半壊以上で住宅再建(建設・購入、補修、賃借)が済んでいる世帯

**☎・📠** 生活再建支援課(内線3955)

## お知らせ り災証明書・被災証明書の再発行窓口が移動しました

り災証明書・被災証明書再発行窓口は、市役所5階市民サロン内から3階生活再建支援課前に移動しました。受付時間は午前9時～午後4時30分です。

なお、東日本大震災に係るり災証明書・被災証明書の新規発行は終了していますのでご了承願います。  
**📠** 資産税課(内線3112)

## お知らせ 災害情報メールの配信サービスを行っています

市は、防災行政無線が聞こえない、聞こえづらいといった状況に対応するため、防災行政無線広報を補完することを目的として、「災害情報メール配信サービス」を行っています。

緊急時における市民の皆さんの安全の確保、不安の解消に役立てていただくよう、ぜひご利用ください。

**◎登録方法(詳しくはホームページをご覧ください)**  
 1. 希望する配信地区のアドレスへ空メールを送信してください。  
 ※携帯電話のカメラ機能などで以下のQRコードからアドレスにアクセスできます。

配信地区	本庁地区	河北地区	雄勝地区	河南地区
QRコード				
配信地区	桃生地区	北上地区	牡鹿地区	
QRコード				

2. 1分以内に登録確認のEメールが届きますので、そのまま返信してください。  
 3. 登録通知のEメールが届けば登録完了です。  
**📠** 危機対策課(内線4166・4167)

**相談 相談あんない**

**●災害復興住宅融資の無料相談会**

住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）は、震災により被害を受けた方が、住宅の再建・補修をするための融資（建設・購入の場合は当初5年間の金利0%）について、相談会を行っています。

また、地元金融機関の住宅ローンに関する相談も可能な場合があります。

と き		と ころ
12月22日(金)・ 1月12日(金)・27日(土)	午前10時～午後4時	市役所5階市民サロン前

☎ 住宅金融支援機構お客様コールセンター  
☎0120-086-353（通話無料）  
午前9時～午後5時（祝日を除く）  
☎ 市生活再建支援課（内線3955）

**要電話予約**

**●「住まいの復興給付金」申請相談会**

「住まいの復興給付金」は、東日本大震災で被災した住宅（借家を除く）の所有者が、平成26年4月の消費税率8%引き上げ以降に、住宅を建築・購入、または補修（工事費が税抜100万円以上）し、その後居住する場合に、消費税増税分相当最大約90万円（建築・購入時）の給付が受けられる制度です。

※以下の場合には申請対象外となります。ご注意ください。

被災時に住宅を所有していなかった場合／賃貸にお住まいだった場合／消費税率5%で建築・購入、あるいは補修を行っている場合

相談内容 給付の可否、申請書の記入方法、必要書類、作成済み書類の確認など  
※会場では申請書の提出はできません。

と き		と ころ
12月22日(金)・ 1月12日(金)・27日(土)	午前10時～午後4時	市役所5階市民サロン前

☎ 住まいの復興給付金事務局コールセンター  
☎0120-250-460（通話無料）  
午前9時～午後5時（土日・祝日を含む）  
☎ 市生活再建支援課（内線3955）

**●弁護士・社会福祉士による移動無料相談会**

弁護士による相談内容

- ・離婚・家庭内暴力・被災ローン減免制度・金銭貸借・解雇・パワハラ・未払い賃金など
- ・建築トラブル・不動産トラブル・交通事故・損害賠償・生活困窮・近隣トラブルなど

社会福祉士による相談内容

- ・生活困窮・介護・物忘れが気になる・人間関係・ストレス・眠れないなど

と き	と ころ	相談時間	相談担当者
12月20日(水)	仮設開成第10団地集会所 (開成1-48)	午後1時30分～4時	弁護士 社会福祉士

○ひとりで悩まず専門家にご相談ください。上記以外の相談も可能です。

※予約優先（当日相談も可）

※専門家との個別面談

※移動相談会のほか、法テラス東松島でも専門家による無料相談ができます。

曜日により担当専門家が異なりますので、詳しくは法テラス東松島に問い合わせください。

☎ 法テラス東松島 ☎050-3383-0009  
午前9時～午後5時（土日・祝日を除く）

☎ 市生活再建支援課（内線3964）

**●経営の悩みを相談しませんか？**

売上げが上がらない、経費を削減したいなど、経営者は多くの悩みを抱えているものです。経営アドバイザーと一緒に悩みの原因を突き止め、解決への道筋を考えませんか？

国が設置した無料経営相談所「よろず支援拠点」の石巻地区相談会は定期的に開催しています。お気軽に申し込みください。

※経営アドバイザーとの個別相談です。

※相談時間は1回1時間以内ですが、何回でも継続して相談可能です。

※相談を受けた内容などの秘密は厳守します。

と き		と ころ
12月26日(火)	午前10時～午後4時 <b>要電話予約</b>	県東部地方振興事務所 会議室
1月9日(火)・23日(火)		
2月6日(火)・20日(火)		
3月6日(火)・20日(火)		

☎ 宮城県よろず支援拠点（中小企業庁委託事業者）  
☎022-393-8044  
☎ 市商工課（内線3525）

**お知らせ 復興特区による税制優遇制度**

復興特区による税制優遇制度の相談、申請を受け付けています。

対象となる法人・個人事業者の方は、法人税や所得税、地方税減免などの特例を受けることができますので、ぜひ活用ください。

※特例を受けるためには、市または県からの指定および事業実施状況の認定が必要です。

特区の認定日以降で前年度以前に取得した対象資産は、指定後に確定した分の地方税のみ免除を受けられます。

復興特区の種類	特区の名称(認定日)	対象区域	対象業種
復興特区の種類	石巻まちなか再生特区 (平成24年3月23日)	中央、中瀬、立町、千石町、鑄銭場、穀町、日和が丘一丁目の一部、住吉町一丁目の一部	医療業、商業、宿泊業、飲食業、ICT関連産業、新エネルギー関連産業など
	愛ランド特区 (平成24年7月27日) ※平成24年9月28日変更	田代、渡波、荻浜、雄勝、北上、牡鹿の各地区の一部	商業、宿泊業、飲食業、新エネルギー関連産業など
	ものづくり特区 (平成24年2月9日) ※平成26年2月28日、平成27年4月27日変更	用途地域における「工業専用地域」、「工業地域」、「準工業地域」のうち既存居住地域を除く地域などの一部	自動車や高度電子機械、食料品などの製造関連産業
	IT特区 (平成24年6月12日)	中央、門脇町、羽黒町、山下・大街道、湊、中里、開成、蛇田の各地区の一部	情報サービス関連産業
	農業特区 (平成24年9月28日)	渡波、稲井、蛇田、河北、河南、北上、牡鹿の各地区の一部	農業に関連する食品品製造業、宿泊業、飲食業など

- 税制特例の内容
- ①新規立地法人優遇税制  
新設の法人が指定後5年間法人税の課税を繰り延べ
  - ②新規取得設備の特別償却または税額控除  
新規取得などした建物・機械などについて、特別償却または税額控除
  - ③被災雇用者給与の特別控除  
被災雇用者などに対する給与等支給額の10%を、税額の20%を限度に5年間税額控除
  - ④研究開発設備の特別償却と税額控除  
開発・研究を目的とする新規取得資産について、特別償却と併せて税額控除
  - ⑤地方税の特例  
①、②、④の特例を受けた場合、固定資産税などの減免を最大5年間受けられます。  
※①～③は、各年度でいずれか一つの選択適用となります。  
④は併用することができます。

☎ 商工課（内線3525）

**お知らせ ふるさと納税返礼品提供の見直し**

平成26年度より、ふるさと納税「がんばる石巻応援寄附」の受け付けを再開し、多くの皆さんからご支援をいただいています。一方で、ふるさと納税は、地方団体間の競争過熱や趣旨に反するような返礼品などが指摘されています。

制度の趣旨に沿った対応をするため、見直しを図り、市民からの寄附に対しては返礼品を送付しないことが取り決められました。

このため平成30年1月1日(月・祝)申し込み分より、市内在住の寄附者に対する返礼品発送を行わないことになりましたので、お知らせいたします。

☎ 地域振興課（内線4244・4245）

**お知らせ 年末年始もごみ出しルールをみんなで守ろう**

年末年始は大掃除などにより、ごみが特に多く出るシーズンです。ごみの収集日、出し方に注意し、ごみ出しルールをみんなで守りましょう。

○家庭ごみは、収集日の午前8時30分までに、地元の町内会などで指定する集積所に出しましょう。

○ごみは、市指定マーク付きの半透明のごみ袋に入れて、ごみの種類ごとに分別し、それぞれの収集日に出しましょう。

○粗大ごみ、家電4品目など集積所には出せないものもあります。適正な処理方法で処分しましょう。

☎ 廃棄物対策課（内線3375・3376）



**お知らせ 忘年会、新年会も食品ロス削減を**



宴会などでは、食べ残しが多くなりがちです。幹事さんが声を掛け、はじめの30分間と終了前の10分間は、料理を楽しみ食べ残しを減らしましょう。

☎ 廃棄物対策課（内線3374・3379）

**募集**

**石巻市職員厚生会事務局  
平成30年度採用職員募集**

試験日(1次) 平成30年1月13日(土)  
受付期間 12月15日(金)~28日(木)  
※詳しくは試験要項をご覧ください。

職種	職務内容	採用予定人員	受験資格	任用期間	試験要項の配布場所・問い合わせ先
一般事務	福利厚生事業の企画、立案、実施に係る事務、予算経理事務、公益企業会計の出納事務、保険・財産形成事業に伴う各種事務手続き、パソコンによる入力作業、その他一般事務	1人	昭和63年4月2日~平成12年4月1日生まれの方	1年(平成30年4月1日~平成31年3月31日・最長5年まで更新可能)	人事課(内線4069)

**イベント**

**第4回市立病院「なるほど健康塾」  
1月11日に開催**

市立病院は、地域の皆さんが病気や医療について知識を深め、健康増進・維持に役立てていただけるよう健康講座を開催しています。申し込み不要です。  
とき 平成30年1月11日(木)午後1時~2時  
ところ 市立病院3階講堂  
テーマ 冬場に多い感染症の感染対策について  
講師 市立病院内科部長(感染制御医師)  
感染管理認定看護師  
☎ 市立病院病院総務課 ☎25-5555

**お知らせ**

**小・中学校講師希望者の登録会**

平成30年度に小学校または中学校で勤務する講師などを募集するため、登録会を開催します。  
ところ 県石巻合同庁舎5階大会議室  
資格 事務職員以外は各免許状を所有する(見込み含む)方



とき	対象
12月25日(月)	代替養護教諭、代替栄養教諭、代替栄養職員、代替事務職員の希望者
12月26日(火)	小学校および中学校の講師希望者

☎ 県東部教育事務所 ☎95-7096

**イベント**

**陸上自衛隊東北方面音楽隊  
第54回定期演奏会**

とき 平成30年2月16日(金)午後7時、17日(土)午後2時  
ところ 東北大学川内萩ホール  
申込方法 往復はがきに次の事項を記入して申し込みください。抽選の結果は返信はがきでお知らせします。  
〔往信用裏面〕①郵便番号・住所②氏名・年齢・性別③電話番号④希望公演日(16日または17日)⑤人数(1人または2人)  
〔返信用表面〕郵便番号・住所・氏名  
※応募は1人1通のみ(重複無効)  
申込期限 平成30年1月12日(金) 必着  
☎・☎ 東北方面総監部広報室「定期演奏会係」  
〒983-8580(住所不要) ☎022-231-1111  
☎ 市総務課(内線4037)

**要入場券**

**お知らせ**

**償却資産申告書を送付します**

毎年1月1日現在で所有している事業用の償却資産の申告をお願いします。申告書の記入の仕方、申告日程などについては同封の「申告の手引き」をご覧ください。  
対象 市内で事業を営んでいる法人および個人の方  
送付時期 12月中旬(平成30年度分)  
※平成29年中に事業を開始した方で申告書が届かない場合は問い合わせください。  
☎ 資産税課(内線3119・3125)

**お知らせ**

**年末の交通事故防止運動**

12月は日没時間が年間を通じて最も早く、交通量の増加に伴う渋滞や心理的な慌ただしさ、飲酒機会の増加、積雪・凍結により路面状況が悪化するなど、さまざまな要因が重なり合って、交通事故が最も多発する時期です。  
交通ルールの順守と交通マナーの実践および冬道の安全運転に留意し、ゆとりを持った行動などで交通事故の防止に努めましょう。  
☎ 防災推進課(内線4172)



**お知らせ**

**宮城県特定(産業別)最低賃金が改正されました**

県内の該当する業種の事業場で働く全ての労働者(パート、アルバイトなど含む)の特定(産業別)最低賃金が改正されました。  
※時間外や通勤手当などは最低賃金の計算に含まれません。

業種	時間額	効力発生日
鉄鋼業	872円	12月15日(金)
電子部品、デバイス、電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	819円	
自動車小売業	840円	

☎ 宮城労働局賃金室 ☎022-299-8841  
市商工課(内線3523)

**お知らせ**

**愛犬家の皆さんへ**



飼い犬のフンを回収しなかった場合、市の条例により、指導・勧告の対象となります!  
散歩中のフン尿の始末は飼い主の責任です。尿を洗い流せるよう水の入ったペットボトルや袋などを持参し、回収後のフンは家庭のトイレなどで処理しましょう。また、他人の建物などへの排尿は止めさせましょう。  
周囲に迷惑をかけない、嫌な思いをさせないことが、最低限のマナーです。  
☎ 環境課(内線3364)・各総合支所市民生活課

**お知らせ**

**消火栓や防火水そうの除雪にご協力をお願いします**

消防署は、万一の火災に備え、積雪時は消火栓や防火水そうのふたが雪で隠れてしまわないよう、除雪作業を行っています。  
しかし、全てを巡回して除雪するには、かなりの時間を要します。  
自宅前や職場などで除雪を行うときは、付近の消火栓なども除雪のご協力をお願いします。  
なお、除雪作業を行う際は、転倒によるけがや走行中の車などに十分注意するようお願いします。  
☎ 石巻東消防署警防係 ☎24-0601



表記の見方 申 申し込み ☎ 問い合わせ ✉ Eメール [先着] 先着順 [抽選] 申し込み多数のときは抽選

市のホームページを携帯やスマホでも見られます

QRコードを読み取って簡単に接続! ※機種によってはアプリが必要な場合があります。 ※通信料金がかかります。  
☎ 秘書広報課(内線4784)

電話番号案内  
市役所 ☎95-1111 河北総合支所 ☎62-2111 雄勝総合支所 ☎57-2111 河南総合支所 ☎72-2111  
桃生総合支所 ☎76-2111 北上総合支所 ☎67-2111 牡鹿総合支所 ☎45-2111  
渡波支所 ☎24-0151 稲井支所 ☎95-2171 荻浜支所 ☎90-2111 蛇田支所 ☎95-1442



石巻市役所 〒986-8501 宮城県石巻市穀町14-1 ☎0225-95-1111 FAX0225-22-4995  
開庁時間 午前8時30分~午後5時 年末年始の休業日 12月29日(金)~平成30年1月3日(水)  
ホームページ <http://www.city.ishinomaki.lg.jp/>  
発行 石巻市総務部秘書広報課(内線4025・4784) FAX0225-23-4340  
次回発行は平成30年1月1日の予定です。

編集/制作 三陸河北新報社